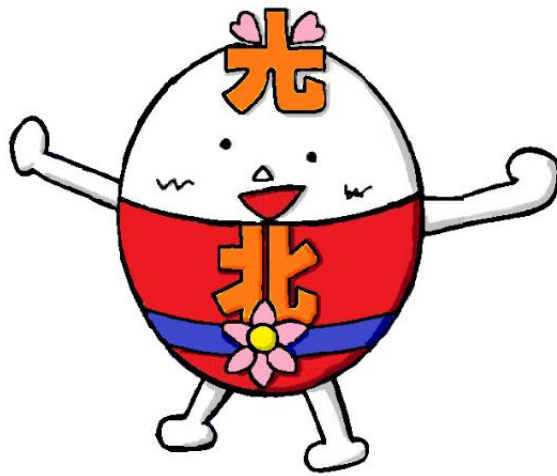


学校いじめ防止基本方針



令和 8 年4月

和泉市立光明台北小学校

目次

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

- I 基本理念
- II いじめの定義
- III いじめ防止のための組織
- IV いじめ防止年間計画

第2章 いじめ防止

- I 基本的な考え方
- II 組織
- III いじめ防止のための措置・具体的方策

第3章 早期発見

- I 基本的な考え方
- II いじめ早期発見のための措置

第4章 いじめに対する対応

- I 基本的な考え方
- II いじめを発見確認したら
- III 被害児童について
- IV 加害児童について
- V 傍観者観衆への指導
- VI 指導の全体の確認および助言
- VII インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- VIII いじめが「解消している」とは

第5章 その他

- I 関係法令
- II 重大事態への対処

第6章 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

I 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

◆Check いじめを起こさない許さない集団作りをすべての教育活動を通して行う。

○本校の現状から。目指す望ましい集団像

□トラブルをエスカレートさせない。トラブルがエスカレートしにくい。

□お互いの個性を認めている。

□暴力が無い。(言葉も含めて)

□大人の声掛けや指導に「ハイ」といえる。

□まず自分の行動を見つめる。(あいつもやってる。×)

□自分から進んで人のために行動できる。(なんで自分がしないといけないの? ×)

□自己有用感の高い集団。

□人権感覚を身につけて行動できる。

※感覚(低学年)⇒知識理解行動(中学年)⇒他を引き込んで正しい行動、他に伝える(高学年)

□すべての子ども(特に加害の子どもになりうる子ども)にストレスがない。

※授業方法の改善。子どもにストレスを感じさせない授業づくりの視点と評価。学習環境の安定。

◆Check項目にある「いじめのない、いじめを許さない」集団づくりを実現するために。

○教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

○子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切です。

○一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。そのためには、人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受けとめ、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

○常に子どもたちの気持ちを受け入れることができるようにするために、共感的に子どもたちの気持ち

や行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要。
○保護者からの情報を丁寧に聴く機会を充実させることも重要。

Ⅱ いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

Ⅲ いじめ防止のための組織

(1) 名称

『いじめ対策委員会』

(2) 構成および役割

○学校いじめ防止基本方針の策定を全委員で行う。

○各学期ごとに開催し、各学年の様子を「生活アンケート」「保健室への来校状況」「出席調査」から確認し、早期発見に努める。

○年度末には、総括をするとともに、PDCA サイクルを通して、次年度の見直し、検討を行う。

校長（総括責任者）

- [教頭] [首席] 職員研修の企画立案
- [生徒指導担当] 関連機関(SC・SSW)との連絡連携
- [養護教諭] 保健室来室者の把握

以下は、「いじめ緊急対応会議」の時の役割分担

- [人権担当] 人権的側面の活動計画の立案
- [担任→ 生徒指導担当] 集団の状態の確認と全体への周知
- [教頭・PTA担当(教務)] 中学校区小中学校、PTA、学校協議会、地域教育協議会等への活動報告
- [生徒指導担当・首席] 家庭力の向上への取り組み立案
- [SC・SSW] 支援的活動

Ⅳ いじめ防止年間計画

いじめ防止年間計画

4月	いじめ対策委員会において年間指導計画の作成と方針の確認 人権教育年間指導計画作成、
5月	児童理解全体会を実施
6月	「生活アンケート」を全児童に実施 担任へのチェックリスト いじめ対策委員会で状況確認会議 点検見直しのためのチェックシート確認
7月	☆「生活アンケート」「保健室来校状況」等に基づく研修・情報交換会を行う。 → 緊急の場合は、常時情報報告会を実施。 ☆ 人権侵害につながるような問題が起きた場合には、随時全校集会を開き、全教職員と全児童で、問題を共有し解決を図る 社会性測定用尺度検査の実施 学期末個人懇談会にて児童の様子について保護者と情報共有
9月	社会性の結果の確認
10月	児童理解全体会を実施
11月	「生活アンケート」を全児童に実施、豊かな心を育む授業公開、保護者・児童に学校評価アンケートを実施
12月	いじめ対策委員会進捗状況確認会議 点検見直しのためのチェックシート確認 学期末個人懇談会にて児童の様子について保護者と情報共有 ☆「生活アンケート」「保健室来校状況」等に基づく研修・情報交換会を行う。 → 緊急の場合は、常時情報報告会を実施。 ☆ 人権侵害につながるような問題が起きた場合には、随時全校集会を開き、全教職員と全児童で、問題を共有し解決を図る。 社会性測定用尺度検査の実施
1月	社会性の結果の確認
2月	「生活アンケート」を全児童に実施 担任へチェックリスト配布 人権教育、集団作り等の年間反省と取り組みの見直し 社会性測定用尺度検査の実施
3月	いじめ対策委員会において年間反省会議点検見直しのためのチェックシート確認 ☆「生活アンケート」「保健室来校状況」等に基づく研修・情報交換会を行う。 → 緊急の場合は、常時情報報告会を実施。 ☆ 人権侵害につながるような問題が起きた場合には、随時全校集会を開き、全教職員と全児童で、問題を共有し解決を図る。

<目的> ①集団の質の検証。②学校の取り組みの課題を見つける。③個々の成長や課題を確認する。

※学年毎の計画は、4月の職員会議に提出

□各学年の年間計画を作成の際に配慮すること

①学校生活の場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う集団づくりが必要。

②校外学習などの活動や縦割り活動の充実など「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験ができる活動を意識的に用意する。

③活動にあたって、教職員が設定した目標の満たした子どもたちへの正しい評価が、自己有用感を高める。褒める質を高めるという感覚が必要。

④未然防止のための取り組み、早期発見に向けた取り組み、職員研修、組織の維持管理に関する取り組みも盛り込む。

※いじめ防止のための基本方針の見直し(学校総括をもとに年度末2月から実施)

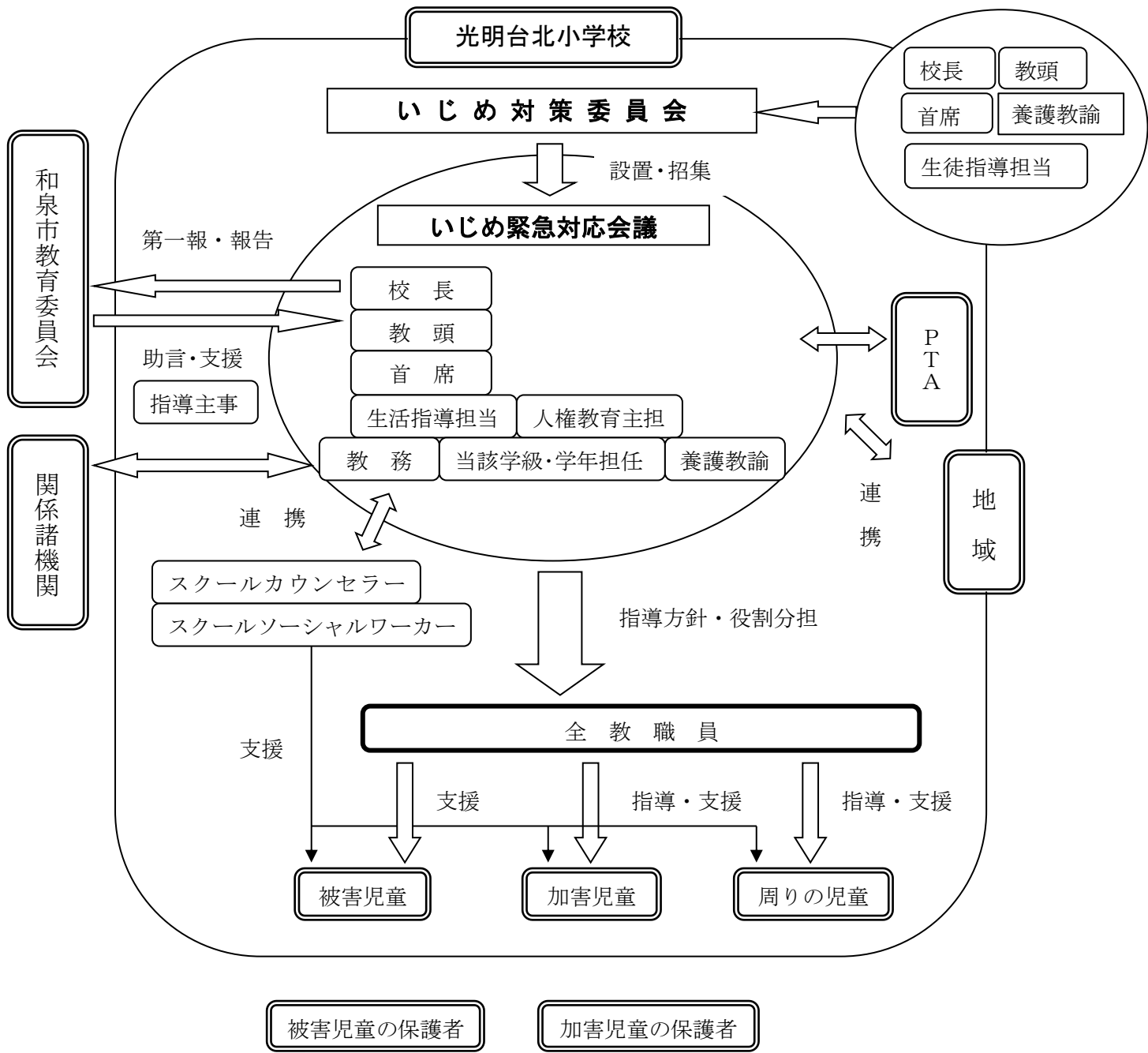
第2章 いじめ防止

I 基本的な考え方

- ①平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては教職員間での密な連携を心掛け、少しのことでも気軽に相談し合える体制づくりに努める。
- ②一部の教職員が抱え込んだり、特定の教職員に指導を任せきりにしたりすることのないよう、全教職員で問題を共有しながらいじめ防止に取り組んでいく。
- ③学校いじめ対策組織があることをしらせ、いじめをうけた児童を徹底して守り通し、適切に解決する相談・通報の窓口であることを認識させる。
- ④児童に対しては、いじめは絶対許されないという強い姿勢で指導に当たり、あらゆる教育活動の中で、自他のちがいを認め合いながら豊かな人間関係が築けるような取り組みを展開していく。また、児童の自尊感情を高めるべく、体験的な活動や自主的活動を積極的に取り入れていく。
- ⑤すべての子どもが授業に参加し、分かったという達成感を感じることでできる学びの場を作る工夫を行い、児童の絆づくりと居場所づくりを並行して行っていく。
- ⑥家庭、地域に対しては、本校のいじめに対する方針をきちんと伝え、学校、家庭、地域社会などそれぞれが役割をきちんと果たし、一丸となって真剣にいじめ防止に取り組んでいく。
- ⑦いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、分かりやすい授業を進めるために、一人ひとりが参加できる授業を創造する「学び合い」による授業づくりを進め、児童それぞれの習熟度を把握し、授業について行けない焦りや劣等感が生まれることのないような取り組みを進める。また、児童一人ひとりが活躍できる集団作りを進めるために、係活動や委員会活動を効果的に組織し、全員で学校をよりよくしていこうとする意欲や態度を育てる。ストレスに適切に対処できる力を育むために、道徳や保健の学習において心と体の調和について学習し、運動する機会を設け、読書活動を推進していく。さらに、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、機会あるごとに個々の教職員が自身の指導の在り方を見直し、意識を高めていく。「いじめられる側にも問題がある。」という認識や発言は、いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童の行動を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを長期化・深刻化させることを深く理解しておかなければならない。また、発達障害を含む、障がいを持つ児童についても、その特性をしっかりと理解した上で指導に努めなければならない。
- ⑧自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、児童一人ひとりが大切にされているという実感が持てるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍できる場をつくる。高学年の児童全員が児童議会を運営し、様々な学校行事を企画・実行し、学校内の約束事についても話し合いながら、よりよい学校をめざそうとする意欲や態度を養う。また、縦割り活動を計画的に取り入れ、異年齢集団の絆も大切に育んでいく。そのような児童が自ら主体的に活動することを通して、活躍の場を設け、他者の役になっていると感じ取ることのできる機会をつくる。さらに、社会性や自己有用感や自己肯定感などを、キャリア教育とも関連させ、発達段階に応じて、よりよい人生の設計図を描けるような支援も行っていく。
- ⑨児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童自らがいじめの問題について学び、そうした問

題を児童自身が主体的に考え、いじめを防止するよう訴えるような取り組みを、児童議会や全校集会などの機会を捉え進めていく。また、道徳をはじめあらゆる学習機会を通して、いじめは絶対に許されない人権侵害行為であることや周りで見ても見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめ行為と同じであることを学習する。そして、いじめられる側に問題があるという認識や、いじめを受けている(受けた)ことを大人に相談するということは卑怯であるという認識は、誤りであるということについてもしっかり学ぶ。児童が主体的な活動に取り組む場合には、その活動の趣旨を踏まえながらきちんと活動できているかについて、指導に当たる教員が児童とともにしっかりと評価、改善をしていくものとする。

Ⅱ 組織



Ⅲ いじめ防止のための措置・具体的方策

○学習活動の充実

・研究主任を中心に、いじめを起こさないための授業という視点にたって授業研究研修を行う。

- ・いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、すべての授業のなかで自分の感情を適切に表現できる力を育成することや、他を受け入れる心の醸成に努める。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の授業において具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

第3章 早期発見

I 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

II いじめ早期発見のための措置

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。

- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

◆チェックリスト

1 遅刻・欠席・早退などが増えた。
2 朝の健康観察時に元気がない。
3 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
5 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
6 グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
8 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
9 遊び仲間が変わった。
10 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
11 重い物や汚れたものを持たされることが多い。
12 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
13 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
14 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。
15 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
16 本意でない係や委員にむりやり選出される。
17 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
18 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
19 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

○定期的なアンケート

- ・定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

○児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

- ・児童生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと悩みを過小評価したり、相談を受けたにもかかわらず真摯に対応しなかったりすることは、あってはならない。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳(生活振り返り欄)の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談(学校カウンセリング)の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

○いじめ実態調査アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、学期に1回実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

第4章 いじめに対する対応

I 基本的な考え方

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

II いじめを発見確認したら

◆いじめ対応のための組織

○総責任者 [校長]

○[教頭] 初期報告窓口

[生徒指導担当] 初期報告窓口

※不在の場合

[首席]

↓(依頼)

[学年主任] 情報の収集総括

◆いじめ対応は以下のメンバーで行う。[****]にあたる教職員は、委員会で都度決定する。

○情報収集グループ

当該学年担当教員、[****]、[****]、[****]

○子ども保護者対応グループ

当該学年担当教員、[****]、[****]、[****]

○情報グループ対応グループの情報交換及び指導方法の確認会議招集 [教頭] 校長室

○全職員指導への情報収集結果や指導の過程や報告 [当該学年主任]

[発見者]

☆報告（報告用紙 最終ページ）

【加害者と被害者の確認】誰が誰をいじめているのか？

【時間と場所の確認】いつ、どこで起こったのか？

【内容】どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？

【背景と要因】いじめのきっかけは何か？←加害の側の子どもの行動の正当化に引き込まれないように注意。

【期間】いつ頃から、どのくらい続いているのか？

Ⅲ 被害児童について

[*****] 子ども対応

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

[*****] 保護者対応

発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。

- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

Ⅳ 加害児童について

[*****] 子ども対応

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

[*****] 保護者対応

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をしていくことを伝える。

□平素の連携がないと、保護者から発せられる可能性のある言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

○継続的な指導の確認[首席]

○学校の指導体制の見直しの立案

[教頭・首席・研究主任・人権担当・生徒指導・支援コーディネーター・児童会担当]

Ⅴ 傍観者観衆への指導

○傍観者(いじめを支持する集団、存在)

< 葛藤する集団 >

- ・正義感はあるがいじめへの抑制力はない。
- ・「次は自分が。。。という葛藤。

< 無関心な集団 >

- ・人とかかわりに無関心、自分が感心を持つものにしか気が向かない。
- ・周りでひどいことが行われていても、関心を持たず勝手なことをしている。

○観衆(いじめを加勢する存在)

- ・報復(仲間外れ、報復)を恐れている。
- ・いじめがおもしろい(自分自身は手を下さない)。
- ・被害者への不快感を持つ。
- ・傍観者も加害者であるという自覚を高める。
- ・いじめられている側に問題があるという受け止めは許さない。
- ・相手の気持ちや立場を考える、思いやりのある集団を育てる。
- ・「かけがえのない命」を大切にする。

○学級活動道德の充実

- ・具体的な事例をもとに指導。
- ・人権感覚の向上を目的とした取り組み。
- ・いじめられる子どもの心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動や心情を見つめなおさせる。

○学級作り

- ・自己有用感を高めることを柱の一つとした学級経営。

○学校行事

- ・全校を上げた取り組み(イベント)を企画する。児童会の力を活用する。

VI 指導の全体の確認および助言

- ①生徒指導担当・教頭、当該学年主任が取り組み過程を逐次学校長へ報告する。〈いじめ緊急対応会議〉
- ②学校長の助言指導により、指導方針を決定し担当に連絡。〈いじめ対応会議〉
- ③当該学年の児童の意識調査を学校長の指示により行い、改善されたかどうかの確認を継続して行う。〈いじめ緊急対応会議→職員会議〉
- ④発生から発覚、解消までの過程をまとめ全校に報告する。必要に応じた範囲で、保護者への報告も行う。〈職員会議〉
- ⑤学校の体制について確認し、完全点を出し合い事後の取り組みの強化を行う。〈職員会議〉

VII インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトや SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である

VIII いじめが「解消している」とは

いじめが、解消しているとは、次の2つの要件を満たされる必要がある。

① いじめに係わる行為が止んでいること

止んでいる状態が相当な期間継続していること(少なくとも3ヶ月を目安とする)

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行していく。

第5章 その他

I 関係法令

(1)教育基本法

①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2)学校教育法

①第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為

二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為

三 施設または設備を損壊する行為

四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3)いじめ防止対策推進法

①第1章 総則(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

Ⅱ 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(「いじめ防止対策推進法」より)

・児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があるため、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、和泉市教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(様式1)

初期対応報告書

作成日 令和8年 月 日

記入者氏名

被害児童 年 組

加害児童 年 組

発見・認知 日時 月 日 ()

<いじめ発見のきっかけ>	<児童からの相談状況> 複数選択可	<いじめの形態> 複数選択可
1 学級担任	1 学級担任に相談	1 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
2 担任以外の教職員	2 担任以外の教職員（養教・SC以外）に相談	2 仲間はずれ、集団による無視
3 養護教諭	3 養護教諭に相談	3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
4 SC等相談員	4 SC等相談員に相談	4 ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする
5 アンケート調査	5 学校以外の相談機関に相談	5 金品をたかられる
6 本人からの訴え	6 保護者や家族に相談	6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
7 当該保護者からの訴え	7 友人に相談	7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
8 当該以外の児童生徒からの情報	8 その他の人に相談	8 パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる
9 当該以外の保護者からの情報	9 誰にも相談していない	9 その他
10 地域の住民から	※該当する項目をマル数字に変更	
11 関係機関からの情報		
12 その他（匿名）		

概要（いじめと思われる行動の内容）

①いじめ認知の状況（いつ、どこで、どんなことをされたかなど）

② いじめ対応状況（いつ、どのような対応をして、現在どうなっているかなど）

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

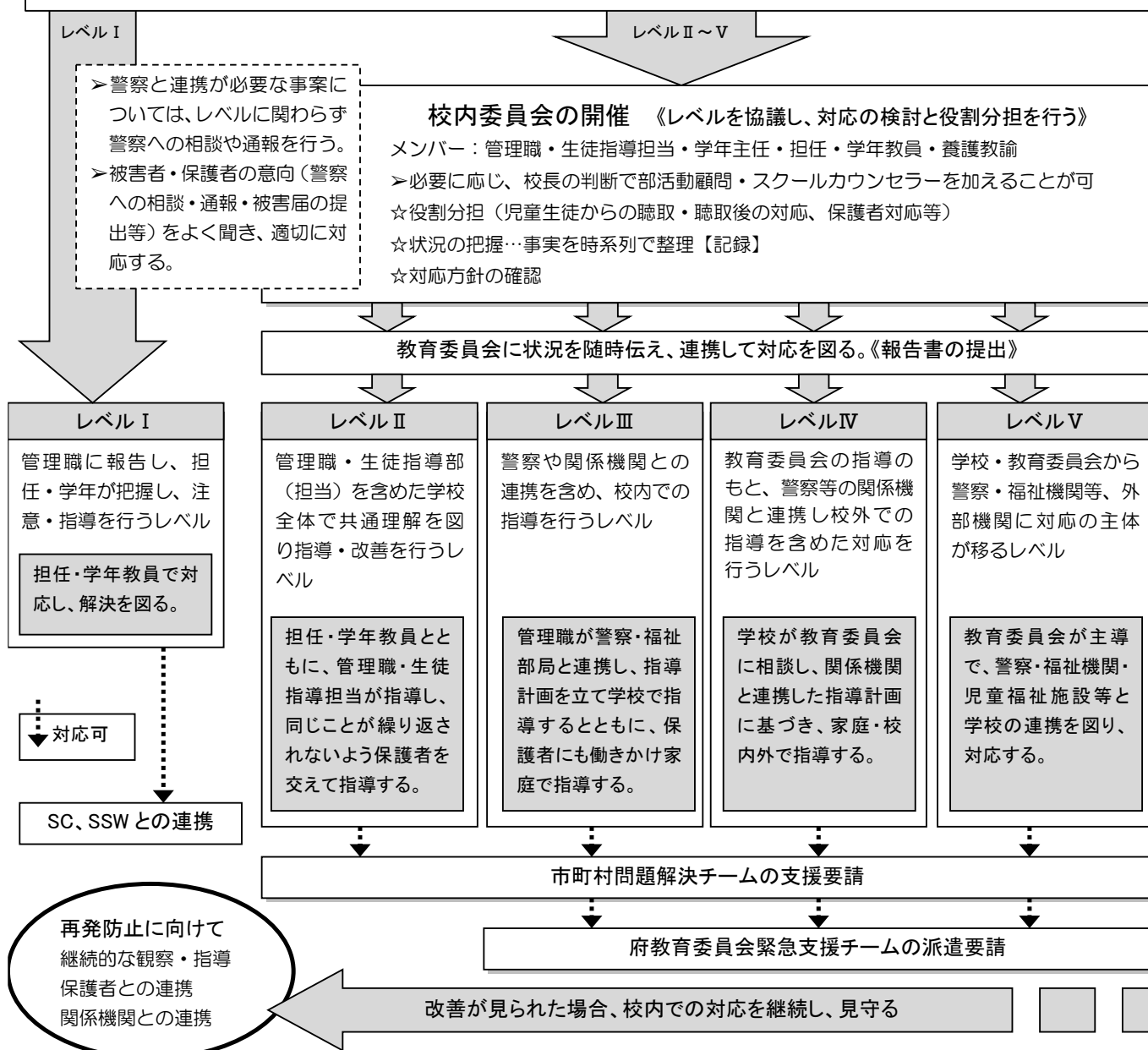
H29.3 和泉市教育委員会 作成

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髮違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
□暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等
※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為 (金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



- ・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。
- ・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 (態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



- ・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

- ◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
- ◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭(管理職・警察OB等)

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

◇規範意識・社会性等の育成

◇学習支援

◇情緒の安定

◇福祉機関と連携した家庭への支援

◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請

点検と見直しのためのチェックシート

記入年月日 令和()年()月()日

和泉市立光明台北小学校

1. 「学校いじめ防止基本方針」に記されたことが、教職員・児童とも理解・達成できましたか？

- ☐ 十分達成できた。 ⇒3へ進む
- ☐ 不十分であるが、達成できた。 ⇒2へ進む
- ☐ 達成できなかった。 ⇒2へ進む

2. 十分達成できなかった原因は、どこにあると思いますか。次の(1)～(5)について検討してください。

(1) いじめの定義や早期発見のための考え方が全教職員に周知徹底できていたか。

- ☐できていた ⇒(2)へ
- ☐できていなかった ⇒下に記入

原因・改善策

(2) いじめ防止のための組織が機能していたか。

- ☐できていた ⇒(3)へ
- ☐できていなかった ⇒下に記入

原因・改善策

(3) いじめ防止年間計画が計画どおりおこなえたか。

- ☐できていた ⇒(4)へ
- ☐できていなかった ⇒下に記入

原因・改善策

(4) いじめ防止・早期発見のための措置が講じられていたか。

- ☐できていた ⇒(5)へ
- ☐できていなかった ⇒下に記入

原因・改善策

(5) 児童の状況について

- ☐ 児童はいじめ防止に意識して取り組んでいる。
- ☐ 児童はいじめ防止にあまり意識して取り組んでいない。 ⇒下に記入

原因・改善策

3. 今後の取り組みを進めるにあたって修正・改善したいこと

--

いじめ早期発見のためのチェックリスト【教師用】

()年()組

実施年月日 令和()年()月()日

時系列	項目	児童を見るポイント	児童氏名
(1)登校から朝の会	1	遅刻・欠席・早退などが増えた。	
	2	朝の健康観察時に元気がない。	
(2)教科等の時間	3	教室に入らず、保健室などで過ごす時間が増えた。	
	4	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。	
	5	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。	
	6	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。	
(3)休み時間	7	休み時間に一人で過ごすことが増えた。	
	8	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。	
	9	遊び仲間が変わった。	
(4)給食・清掃時間	10	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。	
	11	重い物や汚れたものを持たされることが多い。	
	12	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	
(5)帰りの会から下校	13	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。	
	14	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとししない。	
(6)学校生活全般	15	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。	
	16	本意でない係や委員にむりやり選出される。	
	17	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。	
	18	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。	
	19	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。	